

雇用関係助成金等 個別相談会のお知らせ

平成30年4月1日より雇用関係助成金等の制度改正がされました。

つきましては、個別相談会を開催しますのでご参加くださいますようお願い申し上げます。
高齢者や障害者、有期契約労働者等が継続的に働き続けられるよう、雇用環境の整備や処遇の改善、これらの方々を含む就職が特に困難な方を新たに雇い入れる事業主に助成金が支給されます。

対象助成金

- 65歳超雇用推進助成金
- 障害者雇用納付金制度に基づく助成金
- 障害者職場実習支援事業
- 特定求職者雇用開発助成金
- キャリアアップ助成金

各助成金の内容については、裏面➡もしくは、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構及び長野労働局のホームページをご覧ください。

9月27日(木) 10:00~15:00 ハローワーク上田 2F会議室 (対象ハローワーク:上田)

9月28日(金) 10:00~15:00 ハローワーク佐久 2F会議室 (対象ハローワーク:佐久)

10月 3日(水) 11:00~16:00 ハローワーク伊那 2F会議室 (対象ハローワーク:伊那)

10月 4日(木) 10:00~15:00 ハローワーク飯田 2F会議室 (対象ハローワーク:飯田)

10月16日(火) 10:00~15:00 ハローワーク篠ノ井 2F会議室 (対象ハローワーク:
長野・篠ノ井・飯山・須坂)

10月19日(金) 10:30~15:30 ハローワーク松本 2F会議室 (対象ハローワーク:
松本・木曾福島・大町)

10月24日(水) 11:00~16:00 ハローワーク諏訪 2F会議室 (対象ハローワーク:諏訪)



- **裏面の参加申込書**によりFAXにてお申し込みください。
- 申し込みがない会場については開催を中止することがございますので、ご承知おきください。

【問合せ先】独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

長野支部 高齢・障害者業務課【吉野・杉村】

TEL:026-258-6001 FAX:026-243-2077

主催：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 長野支部

<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/nagano/>

共催：長野労働局・各ハローワーク

<https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>

雇用関係助成金等個別相談会参加申込書

F A X (026-243-2077) にてお申し込みください。

※記載いただきました個人情報は、個別相談会の事務処理にのみ使用いたします。

▶ 貴社名

▶ T E L

▶ 参加者氏名

▶ 希望日時 月 日 () 時 分

※時間調整をさせていただく場合がありますので予めご承知おきください。

▶ 希望会場 ハローワーク【 】

▶ 相談希望助成金  希望助成金 (コース) に「レ」印 () をお願いします。

65歳超雇用推進助成金

65歳以上への定年引上げ等や高齢者の雇用環境整備、高齢者の有期契約労働者を無期雇用へ転換した事業主に対して助成します。

65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した場合

高齢者雇用環境整備支援コース

高齢者向けの機械設備、作業方法、作業環境の導入または改善や、雇用管理制度(賃金・労働時間制度等)の見直し又は導入及び健康管理に関する制度の導入等の、雇用環境整備の措置を実施する場合

高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する場合

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者雇用にあたり、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害者の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合に事業主等に対して助成します。

障害者作業施設設置等助成金

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備等を行う場合

障害者福祉施設設置等助成金

継続して雇用する障害者のために、福利厚生施設の設置・整備等を行う場合

障害者介助等助成金

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の雇用管理のために、必要な介助等の措置を行う場合

重度障害者等通勤対策助成金

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じ通勤を容易にするための措置を行う場合

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度障害者等を多数継続して雇用し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う場合

障害者職場実習支援事業

障害者を雇用したことがない事業主、または精神障害者を雇用したことがない事業主が、障害者の受入を進めるため、就職を目指す障害者を対象として職場実習を計画し、実習生を受入れた場合

上記以外に相談希望の助成金がありましたらご記入下さい。

()

特定求職者雇用開発助成金

高齢者や障害者などの就職が特に困難な方をハローワークまたは民間の職業紹介業者等の紹介により、継続して雇用する労働者等として雇入れる事業主に対して助成します。

特定就職困難者コース

高齢者(60歳~65歳未満)や障害者等の就職困難者を雇入れる場合

生涯現役コース

65歳以上の離職者を雇入れる場合

被災者雇用開発コース

東日本大震災による被災離職者等を雇入れる場合

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者・難治性疾患患者を雇入れる場合

三年以内既卒者等採用定着コース

学校等の既卒者や中退者を初めて新卒扱いで雇入れる場合

障害者初回雇用コース

中小企業が障害者を初めて雇入れ、法定雇用率を達成する場合

長期不安定雇用者雇用開発コース

長期にわたり不安定雇用を繰り返す者を正社員で雇入れる場合

生活保護受給者等雇用開発コース

自治体からハローワークに就労支援要請があった生活保護受給者等を雇入れる場合

キャリアアップ助成金 (対象者は有期契約労働者等)

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者(以下「有期契約労働者等」という)の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

正社員化コース

正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合

賃金規定等改定コース

基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給を図った場合

健康診断制度コース

「法定外の健康診断制度」を、新たに規定・実施した場合

賃金規定等共通化コース

正規雇用労働者と共通の賃金規定等を、新たに規定・適用した場合

諸手当制度共通化コース

正規雇用労働者と共通の諸手当制度を、新たに規定・適用した場合

選択的適用拡大導入時処遇改善コース

500人以下の企業で短時間労働者の社会保険の適用拡大を導入する際に、有期契約労働者等の賃上げを実施した場合

短時間労働者労働時間延長コース

短時間労働者の週所定労働時間を延長すると同時に社会保険に加入させた場合